

9 添付書類の目録

- (1) 専用(通常)使用権設定契約(許諾)証書
- (2) ( )

〔備考〕

- 1 申請書の表題は、専用使用権の設定の登録の申請をするときは「専用使用権設定登録申請書」とし、通常使用権の設定の登録の申請をするときは「通常使用権設定登録申請書」とする。
- 2 「商標登録番号」の欄には、国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合は、「国際登録○○○○○○○号」のように国際登録の番号を記載する。
- 3 「権利の表示」の欄は、登録の目的が商標権以外の権利に関するものであるときにのみ記載する。国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。
- 4 「専用(通常)使用権の範囲(地域、期間及び内容)」の欄には、設定契約(許諾)証書に記載された専用(通常)使用権の設定すべき範囲(地域、期間及び内容)を記載する。
- 5 「登録の目的」の欄には、専用使用権の設定の登録の申請をするときは「専用使用権の設定、通常使用権の設定の登録の申請をするときは「通常使用権の設定」のように記載する。
- 6 「住所(居所)及び「氏名(名称)」の読み方が難解であるとき又は読み取りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 「申請人(登録権利者)」、「申請人(登録義務者)又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話番号又はフランクシニアの番号をなるべく記載する。
- 8 商標登録令第10条において準用する特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人(登録義務者)の欄を「登録義務者」とし、登録義務者の印(登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄及び印)は不要とする。
- 9 商標登録令施行規則第17条第3項において準用する特許登録令施行規則第13条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 10 その他は、様式第6の備考1から3まで、9及び11から13まで並びに様式第7の備考1及び3と同様とする。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」に改める。

第三十一条の二第一項中「第十八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項」を「第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。及び第三項、に「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十六条の二中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)」に「九万七千円」を「七万円」に改める。

第五十条第一項中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)」に「四万千円」を「二万八千円」に改める。

第五十条の三第二項中(「これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」を削る。

第五十四条の二中「第十八条第一項第四号又は同条第三項」を「第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。又は第四項)に改める。

第七十三条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第七十八条中「第十八条第一項第一号、第二号又は第四号」を「第十八条第二項」に改める。

第七十八条の二第一項、第七十八条の三及び第七十八条の四中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改める。

第七十九条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第八十条中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同条第一号中「第十八条第一項第一号及び第二号」を「第十八条第二項の表一の項及び二の項の中欄」に「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク」に改め、同条第二号中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第二項の表三の項の中欄」に改める。

第七十七号の表三の「手数料計算用紙において、法第18条第1項第1号」を「手数料計算用紙において、法第18条第2項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)」に「(国内法)第18条第1項第1号」を「(国内法)第18条第2項(同項の表一の項)に改める。

第七十八号の表三の「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第七十九号の表三の「第18条第1項第1号」を「第18条第2項(同項の表一の項)に改める。

第八十号の表三の「第18条第2項」を「第18条第3項」を「第18条第4項」に改める。

第八十一号の表三の「第18条第2項」を「第18条第3項」を「第18条第4項」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二十二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「。以下「大学等技術移転促進法」として、」を削る。

第四条第二項中「若しくは登録された仮通常実施権」を削る。

第六条第一項中「第十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十条第七号中「第三十六条の二第二項」の下に「又は第四項」を加え、同条第八号中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に、「第三十条第一項又は第三項(これらの規定を)」を「第三十条第二項」に改め、同条第二十七号中「第百五十六条第三項」に改め、同条第二十八号中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改め、同条第二十九号中「第百八十四条の四第四項」を「第百八十四条の四第六項」に、「第四十八条の四第四項」を「第四十八条の四第六項」に改め、同条第三十五号中「第三十条第一項又は第三項(これらの規定を)」を「第三十条第二項」に改め、「第十一条」の下に「第一項」を加え、同条第三十六号中「第四十八条の四第四項」を「第四十八条の四第六項」に改め、同条第三十九号中「第三十九条第七項」を「第三十九条第六項」に、「第九条第五項」を「第九条第四項」に改める。

第十二条の表三欄中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に、「第三十条第一項又は第三項」を「第三十条第二項」に改め、同表下欄中「第三十条第一項又は第三項」を「第三十条第二項」に改める。